環境リスク初期評価の進捗状況

平成 28 年 12 月

1.化学物質の環境リスク初期評価について

化学物質の環境リスク評価とは、評価対象とする化学物質について、 人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量(濃度)-反応(影響)関係を整理する「有害性評価」と、 人及び生態系に対する化学物質の環境経由の曝露量を見積もる「曝露評価」を行い、 両者の 結果を比較することによってリスクの程度を判定するものである。

環境省では、環境リスク管理のための施策を念頭に置きつつ、多数の化学物質の中から相対 的に環境リスクが高い可能性がある物質をスクリーニングするための初期評価として、健康リ スク及び生態リスクにわたる「環境リスク初期評価」を実施している。

健康リスク初期評価は、化学物質の人の健康に対する有害性の評価を行った上で、その物質の環境に由来する曝露が人の健康に及ぼすリスクについてスクリーニング的な評価を行うものである。

生態リスク初期評価は、化学物質の水生生物に対する生態毒性の評価を行った上で、その物質の水質からの曝露が生態系に及ぼすリスクについてスクリーニング的な評価を行うものである。

2.これまでの推進状況について

環境省では、平成9年度より化学物質の環境リスク初期評価に着手し、これまでに14次にわたりとりまとめ、環境リスク初期評価として240物質、追加的に実施した生態リスク初期評価として96物質について評価結果を公表したところである。これまでの推進状況については表1のとおりである。

評価結果は、「化学物質の環境リスク評価」(通称「グレー本」)として公表している。なお、これまでの評価結果の概要については別添参考のとおりである。

3.第15次とりまとめについて

(1) 概要

今般、公表予定の第15次とりまとめでは、健康リスクと生態リスクの双方を対象とした環境リスク初期評価として14物質、追加的に実施した生態リスク初期評価として1物質について評価結果をとりまとめた。とりまとめに当たっては、有識者で構成される環境リスク評価委員会の企画委員会及び曝露評価、健康リスク評価、生態リスク評価に関する各分科会において、数次にわたり議論をいただいたところである。

なお、第15次とりまとめとして初期評価を実施した物質については表2、表3を参照、検討体制については図1のとおりである。

表 1 環境リスク初期評価の進捗状況

とりまとめ	そとめ 公表時期 環境リ	環境リスク初期評価	追加的に実施した生態リス
こりまとめ	公农村州	場場リヘンが規制計画	ク初期評価
パイロット事業	平成 14 年 1 月	39 物質	-
第2次	平成 15 年 1 月	13 物質	69 物質
第3次	平成 16 年 7 月	21 物質	32 物質
第4次	平成 17 年 8 月	20 物質	9 物質
第5次	平成 18 年 10 月	23 物質	6物質
第6次	平成 20 年 2 月	21 物質	11 物質
第7次	平成 21 年 3 月	23 物質	11 物質
第8次	平成22年3月	19 物質	7物質
第9次	平成 23 年 1 月	13 物質	7物質
第10次	平成 23 年 12 月	17 物質	2物質 ^{注1}
第11次	平成 24 年 12 月	18 物質	5物質
第12次	平成 25 年 12 月	14 物質	-
第13次	平成 26 年 12 月	14 物質	4物質
第14次	平成 27 年 12 月	15 物質	7物質
第15次	平成 28 年 12 月(予定)	14 物質	1 物質

注1 キシレン異性体(o-, m-, p-体)を1物質とした。

(2) 物質選定について

第15次とりまとめに係る物質は、環境省内の関係部局や専門家から、各々の施策や調査研究において環境リスク初期評価を行うニーズのある物質を聴取し、その中の優先度の高いものから選定する「ニーズ方式」を基本として選定するとともに、環境調査において検出率が高かった物質などから有識者の意見などを踏まえて相対的に優先的に初期評価を行う必要性が高いと判断された物質を追加選定した。

また、初期評価において、曝露情報や有害性情報の収集の必要性が提言された物質で、新たにそれらの情報が得られた物質のうち、評価結果が変更となる可能性のあった物質等について再評価を実施した。

表2 第15次とりまとめ公表物質(環境リスク初期評価物質)

No.	CAS No.	物質名	選定理由	過去の公表 注)
1	7440-36-0 (アンチモン)	アンチモン及びその化合物	要望物質 (大気環境課)	第6次(生態)
2	108-68-9	3,5-キシレノール	非意図的又は分解生成物質	
3	111-30-8	グルタルアルデヒド	新たに環境実測データ (大気)が得られた物質	第9次(健康·生 態)
4	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	要望物質 (水環境課)	
5	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	非意図的又は分解生成物質 (特定芳香族アミン)	
6	56-23-5	四塩化炭素	要望物質 (大気環境課)	第2次(生態)

No.	CAS No.	物質名	選定理由	過去の公表 注)
7	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	要望物質(大気環境課)	パイロット事業 (健康・生態)
8	102-81-8	2-(ジ-n-プチルアミノ)エタノール	環境モニタリング調査検出物質(水質)	
9	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	諸外国(EU、カナダ)でリスク評価・ 管理の対象とされ、我が国の環境中 に排出されている物質	
10	7440-28-0 (タリウム)	タリウム及びその化合物	環境モニタリング調査検出物質 (大 気・水質)	
11	13494-80-9 (テルル)	テルル及びその化合物	環境モニタリング調査検出物質 (大気)	
12	526-73-8	1,2,3-トリメチルベンゼン	環境リスク初期評価により環境リス クが懸念された物質の異性体	
13	111-82-0	メチル=ドデカノアート	要望物質 (水環境課)	
14	75-65-0	2-メチルプロパン-2-オール	非意図的又は分解生成物質	

注)「過去の公表」欄の記載内容については、何次のとりまとめで公表したかを示した。また、「生態」とあるのは生態リスク初期評価の結果を、「健康」とあるのは健康リスク初期評価の結果を公表したことを示す。

表3 第15次とりまとめ公表物質(追加的に生態リスク初期評価を実施する物質)

No	CAS No.	物質名	選定理由	過去の公表注
1	1761-71-3	ビス(4-アミノシクロヘキシル)メ タン	非意図的又は分解生成物質	

注) 「過去の公表」欄の記載内容については、何次のとりまとめで公表したかを示した。また、「生態」とあるのは生態リスク 初期評価の結果を公表したことを示す。